

平成 24 年第 4 回定例会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 24 年 12 月 4 日（火曜日）

平成 24 年第 4 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 24 年 12 月 4 日（火曜日）午前 10 時 00 分開会

◎議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 認定第 1 号（第 3 定）平成 23 年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号（第 3 定）平成 23 年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号（第 3 定）平成 23 年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号（第 3 定）平成 23 年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号（第 3 定）平成 23 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号（第 3 定）平成 23 年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号（第 3 定）平成 23 年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号（第 3 定）平成 23 年度富良野市水道事業会計決算の認定について
認定第 9 号（第 3 定）平成 23 年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
 - 日程第 4 所管事項に関する委員会報告
調査第 3 号 地域新エネルギーについて
都市事例調査
調査第 4 号 子育て支援について
都市事例調査
調査第 5 号 中心市街地の活性化について
 - 日程第 5 議員の派遣に関する報告
 - 日程第 6 議会改革特別委員会報告
 - 日程第 7 監査委員報告（例月出納検査結果報告 平成 24 年度 7 月～9 月分）
 - 日程第 8 報告第 1 号 専決処分報告（平成 24 年度富良野市一般会計補正予算（第 6 号））
 - 日程第 9 報告第 2 号 専決処分報告（市道における物損事故の損害賠償）
 - 日程第 10 議案第 29 号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第 11 議案第 1 号～第 28 号（提案説明）
-

◎出席議員 (17名)

議長	18番	北	猛	俊	君	副議長	6番	横山	久仁雄	君
	1番	渋谷	正文	君			2番	小林	裕幸	君
	3番	本間	敏行	君			4番	黒岩	岳雄	君
	5番	広瀬	寛人	君			7番	今	利一	君
	8番	岡本	俊	君			9番	大栗	民江	君
	10番	萩原	弘之	君			11番	石上	孝雄	君
	12番	関野	常勝	君			13番	天日	公子	君
							15番	岡野	孝則	君
	16番	菊地	敏紀	君			17番	日里	雅至	君

◎欠席議員 (0名)

◎説明員

市	長	能登	芳昭	君	副	市	長	石井	隆	君
総務部	長	近内	栄一	君	保健福祉部	長	中田	芳治	君	
経済部	長	原	正明	君	建設水道部	長	外崎	番三	君	
商工観光室	長	山内	孝夫	君	看護専門学校	長	丸	昇	君	
総務課	長	若杉	勝博	君	財政課	長	清水	康博	君	
企画振興課	長	稲葉	武則	君	教育委員会	委員長	児島	応龍	君	
教育委員会	教育長	宇佐見	正光	君	教育委員会	教育部長	遠藤	和章	君	
農業委員会	会長	東谷	正	君	農業委員会	事務局長	大玉	英史	君	
監査委員		松浦	惺	君	監査委員	事務局長	影山	則子	君	
					公平委員会	事務局長	影山	則子	君	
選挙管理委員会	委員長	藤田	稔	君	選挙管理委員会	事務局長	若杉	勝博	君	

◎事務局出席職員

事務局	長	岩鼻	勉	君	書	記	日向	稔	君
書	記	大津	諭	君	書	記	渡辺	希美	君
書	記	澤田	圭一	君					

午前10時00分 開会
(出席議員数17名)

開 会 宣 告

○議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成24年第4回富良野市議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長(北猛俊君) 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

○議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第119条の規定により、

渋谷正文君
菊地敏紀君
小林裕幸君
岡野孝則君
本間敏行君
天日公子君
黒岩岳雄君
関野常勝君

以上、8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には

渋谷正文君
菊地敏紀君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長(北猛俊君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長岩鼻勉君。

○事務局長(岩鼻勉君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第28号まで、及び報告第1号、報告第2号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第29号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

このうち、調査の終了いたしました事件につきましては報告書として御配付のとおりでございます。

次に市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に議長の閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。朗読は慣例により省略させていただきます。

次に本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に本日の議事日程につきましてもお手元に御配付のとおりでございます。以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長日里雅至君。

○議会運営委員長(日里雅至君) -登壇-

議会運営委員会より11月27日に告示されました平成24年第4回定例会が本日開催されるに当たりまして、11月29日に議会運営委員会を開催し、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は42件でございます。

うち議会側提出事件は11件で、その内訳は、事務調査報告3件、都市事例調査報告2件、特別委員会報告2件、議員派遣報告1件、例月出納検査結果報告3件でございます。

市長よりの提出事件は31件で、その内訳は補正予算5件、新設条例10件、改正条例9件、廃止条例1件、人事1件、報告2件、その他3件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告及び議長報告がございます。

次に運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、市長の行政報告を受け、次に第3回定例会において継続審査となった認定1号より認定9号の平成23年度一般会計ほか各歳入歳出決算について決算審査特別委員会報告を受け、これを審議願ひ、次に所管事項に関する委員会報告、議員の派遣に関する報告、議会改革特別委員会報告、監査委員報告を受けます。

次に報告第1号及び報告第2号の報告を受け、次に議案第29号の審議を願います。

次に議案第1号から議案第28号の提案説明を受け、第1日目の日程を終了いたします。12月5日、6日、7日は議案調査のため、8日、9日は休日のためそれぞれ休会と

いたします。

本会議第2日目、12月10日、第3日目、11日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

12月12日、13日は議案調査のため休会といたします。

本会議第4日目、12月14日は議案第1号及びこれに関連する議案第26号、議案第27号、議案第28号の審議を願い、次に議案第2号から議案第25号まで審議を願います。

最後に追加議案のある場合には、順次審議を願い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案、調査などの提出期限につきましては、12月10日、日程終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、平成24年第4回定例会の会期は、本日12月4日から12月14日までの11日間とすることで委員会の一致を見た次第です。

議員、理事者各位の御協力を賜りますようお願いを申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は12月4日から12月14日までの11日間とし、うち5日から7日まで、12日、13日は議案調査のため、8日、9日は休日のためそれぞれ休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から11日間と決定いたしました。

行政報告

○議長(北猛俊君) この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

○市長(能登芳昭君) -登壇-

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

一つ、要望活動についてであります。

(1)国営かんがい排水事業ふらの地区の事業推進についてであります。11月22日に本市で開催されました知事と富良野地域の関係者との懇談会におきまして、北海道知事に対し中富良野町長、富良野土地改良区理事長、ふらの農業協同組合代表理事組合長とともに、安定的な農業用水の確保のため、国から示されたダムの一部利用と水利再編案に基づき、東郷ダムの改修促進を要請する

とともに、ダムの改修にあたりましては、新たな地元市町の負担が生じないよう、さらに完成後における維持管理費の低減が図られるよう要請をいたしました。知事からは、地元関係者の思いを真摯に受けとめ、有識者検討会を設置をして、できる限り早期に北海道としての判断を出したいとの話でございました。

(2)上川地方総合開発に関する事業の推進についてであります。上川地方総合開発期成会副会長として、10月10日に国土交通省、農林水産省、総務省、6区及び管内選出衆議院議員に対し、平成25年度上川地方総合開発に関する事業の推進について要望をしまりました。

(3)富良野圏域における河川の整備促進についてであります。富良野地区広域市町村圏振興協議会会長として、10月31日に北海道上川総合振興局に対し、近年のゲリラ的な集中豪雨に対応するために、石狩川上流富良野圏域河川整備計画に基づく早急な河川整備の促進と河川の適正な維持を図るため、河床浚渫や立木の伐採など河川維持の充実について要望をしまりました。

(4)北海道市長会による秋季要請についてであります。北海道市長会理事として、11月15日に北海道内選出衆議院議員に対し、地方交付税の確保、環太平洋連携協定(TPP)及び防災・原子力発電所への対応などについて要請をしまりました。

(5)地域高規格道路「旭川十勝道路」の整備促進についてであります。旭川十勝道路整備促進期成会会長として、11月12日に北海道開発局、旭川開発建設部、北海道建設部、北海道上川総合振興局、管内選出北海道議会議員に対し、また、11月21日には、国土交通省、財務省、民主党、6区及び管内選出の前衆議院議員に対し、道路予算の財源確保、既指定整備区間(旭川市～美瑛町、富良野南道路)の整備区間への早期指定、加えて未指定区間(美瑛町～中富良野町、富良野市～占冠村)の調査区間への早期指定について要望をしまりました。

2、職員の懲戒処分についてであります。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員の懲戒処分等に関する規定第5条第1項の規定に基づき、平成24年11月20日をもって懲戒処分を行ったところであります。

懲戒処分の内容について次のとおりであります。

被処分者、保健福祉部、管理職、50歳代。

処分年月日、平成24年11月20日。

非違行為、私行関係。

処分の内容、戒告。

懲戒等歴、なし。

以上であります。

○議長(北猛俊君) 以上で市長の行政報告を終わります。

日程第3

認定第1号(第3定) 平成23年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号(第3定) 平成23年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号(第3定) 平成23年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号(第3定) 平成23年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号(第3定) 平成23年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号(第3定) 平成23年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号(第3定) 平成23年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号(第3定) 平成23年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第9号(第3定) 平成23年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

○議長(北猛俊君) 日程第3、前回より継続審査の認定第1号から認定第9号まで、以上9件を一括して議題といたします。

本件9件に関し委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長今利一君。

○決算審査特別委員長(今利一君) ー登壇ー

おはようございます。決算審査特別委員会より御報告いたします。

第3回定例会において継続審査の付託を受けた認定第1号より認定第9号の平成23年度富良野市一般会計ほか各会計歳入歳出決算につきましては、9月14日に審査日程、要求資料の検討、並びに決算内容について会計管理者から総括的説明を受け、11月7日、8日、9日の3日間にわたり、各所管部ごとの審査を行いました。

審査では主なものとして、移住促進事業費、交通安全対策事業費、富良野市社会福祉協議会補助金、緊急時医療情報カード交付事業費、高齢者元気事業費、富良野市シルバー人材センター補助金、富良野市老人クラブ連合会補助金、生活保護費支給事業費、北海道総合在宅ケア事業団負担金、アグリパートナー推進事業費、安全安心農業推進事業費、農産加工推進経費、栽培用ハウス促進支援事業費、農業労働力確保対策事業費、経営体販売力強化支援事業費、除雪対策事業費、特別支援教育推進事業

費、図書資料整備事業費、朝日ヶ丘総合公園多目的運動広場整備事業費、特別会計、財産に関する調書などに対して幅広い質疑が行われました。

また、11月9日には3日間にわたる審査の内容を踏まえ、今後の委員会の進め方を協議の結果、さらに市長、教育長との意見交換が必要との判断に立ち、11月26日に日程を設けたところであります。

意見交換におきましては、朝日ヶ丘総合公園多目的運動広場整備事業費についての設計測量調査の結果について、北海道総合在宅ケア事業団負担金についての加入の意義についてなどの7項目について行ったところであります。

各会計の質疑や意見交換の結果、内容を踏まえ、審査の結果につきましては、認定第1号より第9号までの9件につきましては、全会一致で認定すべきものとした次第であります。

以上、決算審査特別委員会からの報告といたします。以上でございます。

○議長(北猛俊君) ただいまの報告に関し質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので委員長の報告に対する質疑を終わります。

討論の申し出はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 申し出がございませんので、これより認定第1号、平成23年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号、平成23年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号、平成23年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上6件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件6件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件6件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号、平成23年度富良野市水道事業会計決算の認定について、及び認定第9号、平成23年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について、以上2件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件2件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件2件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第4 所管事項に関する委員会報告

○議長(北猛俊君) 日程第4、前回より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件に関し、順次委員長の報告を求めます。

はじめに、調査第3号及び都市事例調査について。

総務文教委員長天日公子君。

○総務文教委員長(天日公子君) -登壇-

総務文教委員会より、調査第3号、地域新エネルギーについての調査の経過と結果について御報告いたします。本委員会は富良野市地域新エネルギービジョンをもとに、担当部局に資料の提出と説明を求め、市内施設の視察に加え、都市事例調査を実施し、本市における地域新エネルギーについて調査を進めてまいりました。

本市は平成13年4月現在及び将来にわたり、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境を確保することを目的とした富良野市環境条例を施行し、この目的を実現するため、富良野市環境基本計画を策定しております。

環境基本計画は、総合計画や各環境関連計画との整合性を図りつつ、環境行政の基本的な方向性を明らかにしております。

また、本市では、可燃ごみを利用した固形燃料を製造しており、循環型社会の構築に向けた取り組みが行われております。

このような背景を踏まえ、本市の地域新エネルギービジョンはエネルギーの体系的、計画的な導入を促進し、国の地球温暖化対策やエネルギー政策に地域レベルから積極的に貢献するとともに、地域振興を図ることを目的に、平成22年2月に策定されました。

この地域新エネルギービジョンの第1章では、本市全体のエネルギー消費について特徴的であり、かつ改善が必要な部分が記載されております。

一つには、家庭における暖房用としての灯油消費量が特に多い点、二つ目に、乗用車のガソリン及びトラック

の軽油消費量が多い点が挙げられ、原油価格の高騰や燃料不足の場合は、市民生活に与える影響が大きく、経済活動が立ち行かなくなる恐れがあることが認識できます。

次いで、家庭や事業所での電気使用量も多く、節電に取り組む必要があることも読み取れる内容となっております。

調査の過程においては、本市の新エネルギー導入について利用の可能性や進捗状況などの説明を受けたところであり、これをもとに議論した主な項目は次のとおりでございます。

1 つ目、太陽エネルギー、太陽光発電システムについて。市の施設における太陽光発電については、事業費総額約3,200万円で扇山小学校に先導的に太陽光発電システムを設置しております。

本委員会では、扇山小学校の視察を実施し、現地において発電実績と導入効果について説明を受けました。扇山小学校に太陽光発電システムが設置された平成22年9月より、本年7月までの21カ月間の実績は、太陽光発電量2万6,097キロワットアワーであり、この分の電力量と電気料金32万732円が節減された計算となります。現在、扇山小学校以外のほかの公共施設において、太陽光発電システムは導入されておられません。

市の施設の多くは、災害発生時に避難所の役割もあわせ持っているため、停電時の避難所運営の際に必要な電力を太陽光発電により確保する手だてが期待される所でございます。

しかし、これには蓄電システムの設置が必要であり、定期的なメンテナンスや設備の交換など、継続した経費が伴うこともあるため、蓄電システムも含め導入が進んでいない状況でございます。

一方、家庭や事業者への太陽光発電システムの普及については、個人でも比較的容易に発電に取り組める上、電力会社への売電も期待できることから、徐々に設置数が増えてきております。

委員から出された意見といたしましては、今後も市民が仕組みをよく理解した上で太陽光発電に取り組むことができるよう、引き続き情報の収集と発信に努めることが必要であるという点でございます。

また、地域産業の振興の視点から見たとき、太陽光発電の導入による経済効果は、継続性が期待できず、設置時の一時的なものに終わる場合も想定されることから、地域産業の活性化の喚起につながるような方策をもって進める必要があるとの見解に達しました。

2 つ目、森林資源、バイオマスエネルギーについて。バイオマスエネルギーのうち木質ペレットは、森林資源を有効利用するバイオマスとして市場に普及しており、本市においても市役所本庁舎や一般家庭でペレットストーブが設置されてきております。

今後の木質ペレットとペレットストーブの一層の普及を図るには、市民周知を継続しながら、市内において需要と供給のバランスをとりながら進めることが肝要であると、委員会において考えが一致いたしました。

3点目、ヒートポンプ、雪氷熱。ヒートポンプや雪を利用した雪氷熱など、熱や温度差の効果的な利用についての議論では、今後の公共施設の改修または改築時に取り入れていくよう、積極的な検討を願うとの意見が出されました。

4点目、廃棄物エネルギー、固形燃料。本委員会ではリサイクルセンターにおいて現地調査を実施し、固形燃料ができる過程を改めて視察し、生産実績などの現状について説明を受けました。

リサイクルセンターは、昭和63年都市ごみを燃料化する施設として全国で第1号の取り組みが始まり、現在も年間約2,500トンの安定した生産が行われております。これを重油に換算いたしますと、本市の公共施設全体を賄うことが可能なエネルギー量となります。

かつては市の公共施設で利用していた固形燃料であります。現在は全量を札幌市と江別市の事業所に販売しております。近ごろはボイラーの性能が向上しており、過去に課題であったボイラーの燃焼温度によるダイオキシンの発生抑制に対応したボイラーも実用化されてきております。

本委員会では、市内で生産している燃料が、将来、市民の理解を得て、再度市内で利用されることを強く希望するところでございます。

5点目、小水力発電。本市は中小河川が多く、水環境に恵まれており、小水力発電の導入に適切な場所が多いことから、本委員会では実施いたしました麓郷地区の白鳥川における小水力発電試験の現地視察とあわせ、市内の小水力発電に適した箇所はどのようなところか、河川や農業用水路などについても調査いたしました。

白鳥川では、本年3月より小水力発電運転試験を実施しており、行政や民間事業所、個人により構成する富良野地域小水力発電普及協議会が主体となって、効果的な発電の研究や小水力発電の導入に関する調査などを行っているところでございます。

この小水力発電は、白鳥川に市内の業者が制作した水車と水車小屋を設置し、川水の自然な流れによる運転試験で、発電が行われております。

運転試験の実績から、冬期間の凍結や渇水期の水量減少などにより、年間を通じて安定した発電は難しいことがわかり、水車や発電機などに改良を行いながら発電に取り組まれております。

白鳥川で発電した電気は、将来的に麓郷地区の地産地消を想定していると同時に、地域の学校においても児童生徒の環境教育に役立てる考えで進められているとのこ

とでございます。

現在、小水力発電は、河川法により水利使用の許可、要するに水利権が関係してくることから、新規発電のためには、複雑な手続と長い期間を要するところでございます。しかし、近ごろは、国が再生可能エネルギーの導入に積極的な姿勢を見せており、徐々に条件が緩和されてきている状況にあります。今後はさらに法改正などが進み、取り組みやすくなると想定されることから、本市においても各関係機関との協議の上、進めるよう検討願うものでございます。小水力発電は、将来、地域で生み出し、地域で使うエネルギーの一つとして、積極的に取り組む価値があるものと委員会での意見が一致しております。

このような議論をもとに、本委員会では他市の取り組みについても参考とするため、都市事例調査を行いました。調査地3市における新エネルギー導入についても、地域産業の振興に結びつけた考え方で進められておりましたが、あわせて地域課題の解決にも功を奏していたことは、新たな発見でありました。

新エネルギーを導入することにより、環境に配慮した取り組みが行われるとともに、経済が活性化し、加えて地域の課題解決につながることを知り、今後の導入促進の必要性を再確認したところでございます。

これまでの調査から本市における新エネルギーについて地域にある資源と課題を見直し、エネルギーと結びつけ、活用できる仕組みを構築することにより、将来の安定的なエネルギーの確保と地域経済の活性化につながるものと考えます。

身近にある自然や資源の中から、生活に必要なエネルギーを作り出すことは大変な作業であり、新エネルギーを導入する上では、行政においては、財政事情や利便性などにも考慮する必要があることも理解するところであります。

しかし、本市の将来を見据え、長期的な展望に立ち、エネルギーの地産地消と地域の振興を目指した取り組みを進めることも大変重要であると、委員会での意見が一致しました。

また、民間を交えた専門的な実行組織の設置についても検討され、このような組織や各団体、地域と行政が連携し、協議を行いながら、新エネルギー導入が具体的に進められることを願うものであります。

以上のことから、本市の新エネルギーに関する施策については、各部署間の意思統一のもと、ゆるぎない信念をもって推進され、市民においても地域のエネルギーに対する意識の醸成が図られるよう取り組まれないとの結論に至りました。

国内において新エネルギーが見直され、その重要性をだれもが再確認したのは、平成23年3月の東日本大震災

が契機であり、いままで不自由なく使用していたエネルギーに対する信頼が崩れ、考え方が一変したのは事実であると考えております。

本委員会が重点的に調査した富良野市地域新エネルギービジョンは、東日本大震災を経験する以前に策定されており、当時、地球温暖化防止の問題が特に重要視されていたことで、このビジョン自体もその課題に重きを置いた内容となっております。

いまも地球温暖化防止対策は重要であります。調査を進めていく上で、震災前の状況との変化が顕著に感じられ、いかに震災の影響が大きかったかを改めて思い知らされたところであります。

震災の悲劇を忘れず未来への教訓として、あわせて地域の振興と発展につなげるためにも、ビジョンに関しては現状との検証を行い、相違点を認識し、必要な部分の修正を随時加えながら、本市における新エネルギー施策が一層推進されることを願うものでございます。

以上が調査第3号地域新エネルギーについての報告でございます。

引き続き、都市事例調査についての報告をいたします。

まず、兵庫県豊岡市においては、豊岡市バイオマスタウン構想について、特に木質バイオマス利活用事業における木質ペレットの製造と公共施設でのペレット利用の取り組みを重点的に調査いたしました。

あわせて、木質ペレット製造施設であり、地元の森林組合が出資し設立した株式会社豊岡ペレットと市の温泉施設「乙女の湯」に設置されているペレットボイラーについても視察を行いました。

豊岡市における木質ペレットの利活用は、製造と利用を一体的に考えて進められており、利用量を把握して、それに見合った製造を行うことで、市内の重要と供給のバランスがとれた事業推進となっております。

木質ペレットとペレットストーブの普及を図る上で、まず、学校や庁舎などの公共施設にペレットストーブを設置し、市の温泉施設にペレットボイラーを設置することで行政が率先して木質ボイラーの利用に取り組む姿勢が見られたところであります。

次に、家庭用ペレットストーブ購入補助制度により民間の利用促進を図っております。

また、豊岡エコポイント制度により、ペレットやペレットストーブの購入などは、環境行動としてエコポイントが付与され、だれもが見てわかりやすい工夫がされておりました。

このエコポイント制度は、環境行動のきっかけづくりも含め、市民周知を行う際に参考となる事例でありました。豊岡市では、平成16年10月、台風23号によって大きな被害を受けたことを契機に、自然機能を見直し、手入れが行き届いていなかった森林や里山の整備などとい

った地域課題の解決を図ることから、地域振興を図るまちづくりを進められておりました。

自然環境を整えることで、災害による被害を防ぎ、あるいは減らすことができるとともに、環境をよくする取り組みによって地域産業が活性化する可能性も包含しているとの考え方に立った取り組みでありました。

豊岡市では、木質バイオマス利活用の面からバイオマスタウン構想の一端を調査いたしました。環境と経済が共鳴する仕組みが構築されようとしており、この考え方がまちづくりの一貫した姿勢として、諸所にいかされている点は大いに参考となったところであります。

続きまして、京都府南丹市についての報告に移ります。南丹市では、バイオマスの循環型利用について、八木バイオエコロジーセンターの取り組みを調査し、施設の視察を行いました。堆肥を製造する施設でありながら、臭気は施設全体ではほとんど気にならず、唯一、家畜ふん尿の受け入れ箇所ですでに感じる程度であったことが印象に残っております。

八木地区においては、肉用牛、乳牛などの家畜が多く、ふん尿の衛生的かつ効率的な処理が課題であったこと、そして、食品工場から出る製造過程での残渣の再生資源化が背景にあり、これらを集中的に処理し、循環利用するため、堆肥化とバイオガスでの発電に取り組まれた経過があります。

本市においても既存の公共施設の改修及び改築の際には、熱利用をはじめバイオガス発電の効果的な導入などを検討する必要があると考えております。また、個人や法人、企業への環境対策に関する支援として、堆肥の臭気対策や施設のエネルギー環境利用に仕組みやすい状況をつくることも大切であるとの見解を持ちました。

南丹市と本市とでは、農家の規模の分布状況が異なり、本市全体をカバーするような集中処理施設を新たに建設することは難しいと感じておりますが、南丹市液肥利用協議会のような専門的な協議機関の立ち上げについては、バイオマスエネルギー利活用の推進体制を構築する上で大変有効であると本委員会では考えております。

最後に、和歌山県新宮市について報告いたします。新宮市では、木質バイオマス利活用の観点から、国内で利用され始めて間もない木質パウダーボイラーの稼働状況とあわせ、市内に流れる高田川上流で取り組んでいる小水力発電について調査し、さらに現地での視察を行いました。

まず、木質パウダーボイラー導入についてですが、新宮市は総面積の91%を森林が占めており、豊かな森林資源に恵まれております。地域に豊富にある森林資源のバイオマスエネルギー利用が実現した背景には、二つの地域課題を解決しようとする考えがありました。

一つは、林業及び製材業の活性化であり、二つ目は、

原油価格高騰の影響を大きく受けていた市の公共温泉施設の経営の安定化であります。

新宮市で木質パウダーボイラーを導入する時点では、国内での前例が1件のみという実績がない中で導入の判断を行っており、行政として柔軟に対応できた結果が、二つの地域課題の解決に結びついただけと考えられます。

木質バイオマスは、パウダーに加工できたことにより、燃料資源としては化石燃料と大差なく使用できておりました。これはペレット以外の木質利用の広がりがあり、今後の利用拡大の可能性が高いと感じております。

本市の森林資源の燃料化については、ペレットやパウダーとして加工し利用する場合、原料の十分な確保が可能かどうかの問題があります。しかし、パウダー加工の技術は発展途上にあり、木質に限らず農業廃棄物など、地域にある多量の植物系原料であれば、加工次第で燃料として利用できるという点では、今後の技術革新に期待を寄せるところであります。

次に小水力発電についてであります。水利権の問題は新宮市においても例外なくクリアしなければならない難しい課題であり、当時も水利権交渉に大変時間を要したとのことであります。

その間、発電施設を整備する過程で、高田川を2級河川から1級河川に格上げしており、現在は年に一度、国土交通省に水利の報告をされております。

新宮市において、根気強く小水力発電に取り組んだ理由としては、木質パウダーボイラー同様、高田地域の振興を図るための核施設である、市の温泉施設の経営安定が目的でありました。

このように新エネルギーの取り組みが地域課題の解決の糸口となる事例が、新宮市においても、他の2市においても確認できたことは本委員会に置いて認識を新たにするとところとなりました。地域新エネルギーに取り組む必要性を再確認したところであります。

以上、総務文教委員会より、事務調査報告と都市事例調査報告を終了いたします。

○議長(北猛俊君) ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第4号及び都市事例調査について。

保健福祉委員長岡野孝則君。

○保健福祉委員長(岡野孝則君) -登壇-

保健福祉委員会より、事務調査第4号、子育て支援についての調査の経過と結果について、報告をいたします。

本委員会では、担当部局より資料の提出と説明を求め、本市の課題についてさきの第3回定例会における中間報告の後、子育て支援現場の視察見学及び都市事例調査を

行いながら調査を進めてきたところであります。

調査項目として、富良野市次世代育成支援地域行動計画のうちこの基本施策の地域における子育て支援サービス事業の3項目、子育て短期支援事業の充実、地域子育て支援センターの充実、集いの広場の開設、また、基本施策の4、子育て支援ネットワークづくりの相談体制の充実、関係機関との連携、子育てサークルの活性化、子育て支援ガイドブックの作成、子育てに関する意識啓発、以上この7項目について調査をいたしました。

現在、富良野市における子育て支援の現状については、報告書の記載のとおりでありますので、御一読をいただきたいと思っております。

これらの説明を受けた後、本市の子育て支援の現状認識と経過など議論をしたところであります。本委員会として、子育て支援に対する基本的な考え方を確認したところであります。

それは育ちの場として、家庭を大切にすることを前提に、将来の社会の担い手として、子供の育ちを見守り、社会全体で支援していくことが必要である。この認識のもと、調査や議論を進めたところであります。

議論に先立ち、子育て支援センターで行っている事業の現地視察を実施することにいたしました。視察の箇所はふれあいサロンなど5カ所です。

意見交換内容については、10項目により保護者の方々より多くの意見を聞くことができました。

本委員会として、子育て支援に関し、調査において確認された現状、さきの保護者との意見交換や都市事例調査の結果を踏まえ、意見交換を行ったところ、次の3点についての意見の一致を見たところであります。

1点目、屋外で遊ぶ場所の整備についてであります。緑豊かな本市の景観の中で、親子が自由に遊ぶことを通じ、子供が育つとともに、親同士の出会いや集う中から大自然の中で異世代と遊ぶことは、人間を豊かにし、成長を促すと思われることから、屋外で遊ぶ場所の整備が必要と思われます。

2点目、子育て支援事業や、各サロン事業の充実についてであります。保健センターやスポーツセンターで親子が集う場として登録の有無にかかわらず、開設されているところであります。気軽に多くの方々に有効に利用されていることにより、親子同士の交流だけではなく、子供の成長につながるほか、育児における不安感や孤立感を少しでも解消することのできる場として、さらなる利用を促すことが必要と思われます。

また、運営形態についても含め、集いの場としての提供のあり方を検討する必要があるものと思われます。

3点目として、子育てサークルの推進についてであります。幼児クラブとして、麓郷・布礼別地域、東山地域、山部地域では、現在でも運営が継続されているところで

あります。そのほかの地域では、運営が休止されている状況であります。近隣における親子の交流は、子供の成長過程における悩みなど、容易に情報交換ができると考えることから、休止されている幼児クラブの再開をはじめ、新たな幼児クラブの設置のために、行政の支援が必要であると考えるところであります。

以上のとおり調査を進めてきたところですが、調査を通じ少子高齢化や核家族化が進んでいる現状において、相手に対する思いやりや心遣いなどが重要視されてきている中、就学前の親子や子供同士、高齢者も含め、社会のルールを学び傳承していくことが必要であると感じたところでもあります。

特に、きずなづくりが必要な昨今、子供が育っていくための世代間交流は、将来に向けて人間形成をするための一助となるところであります。そのためには、親の孤立感の軽減に加え、虐待の未然防止の観点からも親同士の交流を促進し、情報交換を行うことは、子育てをする上で重要なことと考えるところであります。

人間が成長するするための出発点となる子育てにおいては、心がかよい満足感を持つことのできる子育て支援がされることを願い報告をいたします。

次に、都市事例調査報告を行います。調査地として富山県射水市、東京都多摩市、千葉県野田市。いずれも調査事項として、子育て支援について調査をしてまいりました。

最初に富山県射水市について報告をいたします。射水市の内容については記載のとおりでございますので、御一読をいただきたいと思います。この中で考察について報告をさせていただきます。

射水市は合併を契機に、当時の市長が掲げた「子育てするなら射水市」のキャッチフレーズのもと、各種の子育て支援に取り組んでおります。特に子どもの悩み総合相談室「安心ルーム」については、親に対する施策ではなく、子供の心理面に配慮した事業の実施が特徴であり、多くの相談を受け入れております。

また、経済的な支援にも積極的に取り組んでおり、入園費の支援、不妊治療に対する助成、指定宅地取得支援助成金を行うことで、子育て中の経済支援に限らず、将来において子育てを行う過程をも対象としているところでもあります。

このほか病児・病後児保育に取り組むことにより、仕事と子育ての両立が図られるように利用に取り組みを行っていることも特徴的であります。これらの支援の一方、地域の人材活用にも取り組んでおり、子育て支援隊を立ち上げることにより、地域のコミュニティ活動にも配慮した支援を行っているところでもあります。

子育て支援センター、つどいの広場を開設し、親子同士の交流を通じて、子育てに対する不安の軽減策の実施

など、精力的な子育て支援策に取り組んでいると感じたところでもあります。

次に、東京都多摩市についてであります。概要、内容については記載のとおりであり、御一読をいただきたいと思います。考察について報告をいたします。

多摩市総合子育て支援センター「たまっこ」は、NPO法人、大学、多摩市のそれぞれが知識や経験をいかし、協力体制を構築して運営しており、事業を各期別に展開することにより、子供を妊娠したときから18歳に至るまで、途切れることなく、子育て、子育て支援施策に取り組んでいることが特徴的でありました。特に子育てスタート支援事業、子ども家庭サポーター派遣事業では、家族や親族から子育ての支援が受けられないとき、母親の体調不良など、育児や家事を続けることができないとする続けることが困難とされた事例に対し、サポーターなどを派遣することにより、子育てが可能となることを目的に事業を進めており、核家族が多い都市部の実情に配慮した事業が行われているところでもあります。

子ども家庭センター事業については、事業虐待防止対策の相談窓口として、広く市民に通報を呼びかけ、虐待防止に努めております。

リフレッシュ一時保育事業は、通常の子育て支援とは異なり、母親がくつろぐための時間を提供するために行われており、利用者からの評判も良く、クチコミなどで利用者が増加しており、市民への定着が見られております。

たまっこ広場については、多摩市民以外の利用者也登録し、利用が可能とされ、子育て中の交流の場として利用しやすい施設として感じたところでもあります。

これらの子育て支援事業に当たり、直営や委託で実施されているところではありますが、受託者側と連携がより子育て支援の取り組みに行われていると感じたところでもあります。

次に、千葉県野田市であります。概要、内容については御一読をいただきたいと思います。考察について報告をいたします。

子育てに関する情報提供が不十分であることや、わかりにくいなどのニーズ調査から子育て支援総合コーディネート事業を立ち上げており、この事業により、各部署や民間事業者との調整など、情報提供とサービスの提供が一元化されていることに大きな特徴があると考えられます。

また事業の推進に当たっては、相談、紹介、あっせんがワンストップで利用でき相談窓口は、サービスの利用開始までフォローしているほか、コーディネーターが入手した情報やチラシで確認した情報にかかるがもネットに掲載し、年々多くの市民が閲覧しており、その情報を子育てに役立てている中で、子育て支援を行っていると言

えます。

訪問型一時保育事業についても、子育てに対する不安解消、親の孤立や虐待防止まで家庭を訪問し、配慮しているところであります。また、サービス修了前には、現状把握の調査を行い、支援の終了及び継続、ほかの支援制度の紹介を検討するなど、一元化された情報をもとに支援に活用していると思われま

す。野田市は、子育て支援サービスの情報の一元化を図りながら、支援の終了時までフォローを行うことにより心のつながりを持った子育て支援であると感じたところでありま

す。以上、保健福祉委員会の事務調査報告、都市事例調査報告を終わります。

○議長(北猛俊君) ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、以上で保健福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第5号について。

経済建設委員長岡本俊君。

○経済建設委員長(岡本俊君) ー登壇ー

平成24年第3回定例会において調査の許可を得ました調査第5号中心市街地の活性化についての調査の経過について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局より資料の提出並びに説明を求め、現在の富良野市中心市街地活性化基本計画は、平成20年11月に国から許可を受け、平成26年3月までの5年5カ月を事業計画期間としており、将来のまちづくりを展望し、外貨を稼ぎ、経済のパイの拡大と人口の流出を抑制し、まちなか回遊とまちなか居住の推進を図っていくものであります。

委員会では過去にさかのぼり、これまで旧基本計画で行われてきました富良野駅前地区土地区画整備事業並びに市街地再開発事業の取り組みについて、そして現基本計画に掲げられている各種事業の進捗状況並びに達成しなければならない数値目標の見通しについて、担当課より説明を受け、その事業効果や課題の検証を行ってきているところがございます。

駅前地区の再開発事業では、中心街活性化センターふらっとが計画を上回る9万人以上の年間利用者があり、市民の健康づくりに大きく寄与しているが、その一方で、商業者の高齢化や後継者不足による小売店数の減少に歯止めがかからず、まちなか居住人口の増加施策としては、大きな成果が残せなかった経緯があります。

その後、富良野協会病院の駅東側移転をきっかけに開発が行われたフラノ・マルシェ開発事業は、まちの縁側として中心市街地に市民と観光客の交流拠点を創出し、平成22年のオープン以来現在まで180万人を超える入込

みとなっております。

このような集客及び経済効果のある拠点と駅前地区や既存の商店街を上手に結んでいくことで、交流人口の増大とまちなかのにぎわいを取り戻し、中心市街地全体に経済効果を波及できるかどうか、今後の再開発事業のかぎとなっているところがございます。

本年9月19日に施行認可された富良野市東4条街区地区第1種市街地再開発事業については、施行者が民間事業者であることから、委員会の中では行政として、いままですら以上に市民へのタイムリーな情報公開を心がけ、事業の透明性を図るとともに、富良野のまちづくりに積極的に市民が参加できる機会を設けるなど、市民の理解が得られる事業推進を行うなど言及してきていただいております。

基本計画のコンセプトである「ルーバンフラノの定義」について委員同士で再確認し、今後の富良野のまちづくり構想もあわせて認識を深め、将来へのまちづくりを見据えた中心市街地全般に関する施策についてさらに議論の掘り下げが必要なことから継続調査を求めるものであります。

以上、経済建設委員会からの中間報告といたします。

○議長(北猛俊君) ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、お諮りをいたします。

調査第5号に関する委員会報告は、中間報告であり、継続調査を要することとあります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって調査第5号につきましては、継続調査とすることに決しました。

以上で所管事項に関する委員会報告を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時11分 開議

○議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議員の派遣に関する報告

○議長(北猛俊君) 日程第5、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件に関し、道外各都市の行政事例調査の結果について報告を求めます。

8番岡本俊君。

○8 番 (岡本俊君) -登壇-

それでは報告いたします。調査地として、長崎県南島原市、協働のまちづくり自治会活動について。大分県豊後高田市においては、学びの21世紀塾事業について調査をしてみました。

それでは、南島原市の自治会活動と自治会の状況について御報告申し上げます。南島原市の自治会総数は426で、自治会加入率は90.1%とトップクラスの状況になっております。

特徴的なのは自治会長が、自治会の推薦によって市長が非常勤の特別職として任命し、行政事務に関する各種伝達事項の周知や広報等の印刷物の配布、各種調査、報告書の配付・とりまとめなど、市の自治会長設置に関する規則に基づき、その職務が規定されており、報酬及び費用弁償に関しても条例の中で定められているところでございます。

特に自治会長を非常勤の特別職に任命することで、個人情報に関する守秘義務を課し、自治会長が会員の個人情報の管理を行うことができ、これによって災害時の要援護者の把握が地域内で行えるとともに、より地域に密着した自治会活動を行うことが可能としております。

富良野市にとっても、安全安心できる地域社会づくりを目指すべく、自助、共助、公助の役割分担を基本とする中で、共助の主体となるのは自治会であり、その機能を強化するために、まずは地域と行政のパイプ役である自治会長との情報共有が図られるような条例、規則を整備していくことが必要でないかと思われま

す。次に、豊後高田市における学びの21世紀塾の開設についてであります。平成14年度からゆとり教育が導入され、豊後高田市では、保護者向けのアンケートを行い、その主な内容は、学力低下が心配されていたこと

でございます。当時の市長、教育長含めて、この問題に対して学びの21世紀塾を開設し、ゆとり教育の中で豊後高田市は時代に逆行してのではないかというような声もございましたが、勉強や体験活動、ボランティア活動などの取り組みにより、現在においては、この学びの21世紀塾事業は、市民権を得られているところでございます。

この学びの21世紀事業には、3つのそれぞれ事業がございます。その事業の効果としては、当初、県内で2番目に低い学力調査結果でございましたが、平成17年度から現在まで7年間連続でトップを維持しているということは大変大きな効果のあらわれだというふうに思っております。

この学びの21世紀塾といたしまして、現在、高校生や大学生が小学生に教えるなど、そして、夏季、冬季においては、学習のサポートなどを行っているところでございます。知は力なりと言われており、豊かな知性や個性

を身につけるため、豊後高田市の取り組みは、市民あがて幅広い支援体制で学習指導を行う市民協力が学力と社会性を向上させております。

このような地域力で、子供の夢と希望の実現をサポートできる教育環境の形成に向け、行政として何ができるかこれから富良野でも議論していくべきであるというふうに思うところでございます。

詳しくは、是非皆さん御一読をお願い申し上げまして、報告にかえさせていただきます。以上です。

○議長(北猛俊君) ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

日程第6 議会改革特別委員会報告

○議長(北猛俊君) 日程第6、前回より継続調査の議会改革特別委員会報告を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長岡本俊君。

○議会改革特別委員長(岡本俊君) -登壇-

議会改革特別委員会より中間報告をいたします。

インターネットの活用により、本会議における議論経過を速やかに情報公開を行うことにより、議会に対する理解と信頼を高めるため、開かれた議会を目指し、市民とともにまちづくりの推進を目指し、富良野市議会中継実施要綱及び段階的導入計画を定め、第3回定例会におきましてインターネット中継に係る予算121万円の決定に伴い、カメラのチェックとして、議場の明るさ確認などテストを実施し、良好な結果が得られ、映像確認とカメラ位置のセッティングを行い、試験配信に向けた準備を行ってまいりました。

当初、第4回定例会初日より、実証テストとして試験配信を予定しておりましたが、機器の最終調整などの必要が生じたため、一般質問初日12月10日より試験配信を行い、運用を検証し、平成25年第1回定例会より本格運用を行う予定ですので、関係各位の御協力をお願い申し上げます。

なお、富良野市議会におけるアクセス件数は7月から10月の毎月1,400件以上があり、インターネット中継は一層の情報公開に期待できるものと確信しているところでございます。

次に、市内団体、個人グループから自由に意見や情報を交換し、諸課題について全議員と意見交換を行う一般会議、富良野まちづくりトークの実施要領の文言整理など協議を重ね、11月22日、代表者会議において確認を行い、午後より開催した議会改革特別委員会で承認を得

たところでございます。

実施要綱では、議会改革特別委員会での承認日を施行日と定めており、施行日を11月22日として1月1日から受付を開始いたすところでございます。

現在、委員会では議会報告会について検討を行っているところでございます。報告会は、議会みずから地域に出向き、多様な民意を把握する重要な機会であり、同時に議会の機能、委員の活動報告を正しく理解を深める機会としているところでございます。

目的達成には実践と検証を繰り返しながら継続することが重要で、より効果的な実施を目指し、現在協議をしているところでございます。

次に、議会報告会にふれさせていただきます。第3回定例会以降11月に4会場で開催し、主な意見として、議会に関しては反問権について、総合こども園と議会のかかわりについて、その他に鹿柵の補修・維持管理、鹿解体処理施設、コミュニティ活動と情報公開、地域防犯、街路灯維持、公共施設の利活用など多くの意見が出されたところでございます。

出された意見、課題は、議員全員で共有し、必要に応じて自由討議を開催するなど議会活動に生かしてまいります。

以上、議会改革特別委員会より中間報告といたします。

○議長(北猛俊君) ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件については継続調査とすることに決しました。

以上で議会改革特別委員会の報告を終わります。

日程第7 監査委員報告

○議長(北猛俊君) 日程第7、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成24年度7月から9月分、3件であります。本報告3件に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、本報告を終わります。

日程第8

報告第1号 専決処分報告(平成24年度富良野市一般会計補正予算(第6号))

○議長(北猛俊君) 日程第8、報告第1号専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) -登壇-

報告第1号専決処分報告について御説明申し上げます。本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年11月16日付けで、平成24年度富良野市一般会計補正予算について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

本件につきましては、平成24年12月16日に執行されます第46回衆議院議員総選挙の経費を追加するもので、以下その内容について御説明を申し上げます。

議案第1号、平成24年度富良野市一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ1,613万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億9,246万7,000円にしようとするものがございます。

その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7ページ下段でございます。

2款総務費は、4項選挙費、3目衆議院議員選挙費で、衆議院議員総選挙の経費1,613万2,000円の追加でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

同じく6、7ページ上段でございます。

16款道支支出金は、3項委託金で衆議院議員総選挙の執行に伴う衆議院議員選挙費委託金で1,613万2,000円の追加でございます。

以上、平成24年度富良野市一般会計補正予算の専決処分について御報告申し上げます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(北猛俊君) 本件について御発言ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、お諮りをいたします。

本件について承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

日程第9

報告第2号 専決処分報告(市道における物損事故の損害賠償)

○議長(北猛俊君) 日程第9、報告第2号専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設水道部長外崎番三君。

○建設水道部長(外崎番三君) -登壇-

報告第2号、専決処分報告について御説明申し上げます。本件は地方自治法第180条第1項の規定により、去る9月19日付けをもって専決処分を行った市道における物損事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

本件は、平成24年8月14日午後10時ごろ、市道山部東1号1を走行していた車両が、草刈り橋付近で道路上の陥没した箇所を通過し、運転席側後輪タイヤに損傷を与える事故が発生したものでございます。

事故発生当時は夜間で、周辺には照明灯施設がなく、さらに前日の雨で発生現場の陥没した箇所には水たまり段差が確認しづらい状況で、回避は困難であったと認められるものでございます。

本件の損害等の額は、タイヤの修理費等で8,715円でございます。運転者に過失が認められないことから、富良野市の過失割合を10割とし、損害賠償金を8,715円として、9月19日に示談を交わしております。

なお、事故のあった箇所は直ちに修繕工事を行い、今後事故が起きないように対応しております。

幸い、相手方に人身等の被害はなく、大事には至りませんでした。今後とも市道の維持につきましては、パトロール及び地域住民からの情報提供もいただき、適切な管理に努めてまいります。

○議長(北猛俊君) 本件について御発言ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、報告第2号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で本報告を終わります。

日程第10

議案第29号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(北猛俊君) 日程第10、議案第29号富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

○市長(能登芳昭君) -登壇-

議案第29号富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員、鈴木弘美氏は、

平成25年3月8日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を富良野市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、鈴木氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(北猛俊君) これより本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件選任について同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、選任に同意することに決しました。

日程第11

議案第1号～議案第28号(提案説明)

○議長(北猛俊君) 日程第11、議案第1号から議案第28号まで、以上28件を一括して議題といたします。

順次提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) -登壇-

議案第1号、平成24年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第7号は、歳入歳出それぞれ1億864万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億111万円にしようとするものと、繰越明許費の補正で追加2件、債務負担行為の補正で追加5件、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

20、21ページでございます。

1款議会費は、明年2月上旬、本市の友好都市であるオーストリア共和国シュラートミンク市で開催される交流事業に議長が訪問団の一員として参加するための委員費用弁償及び旅費で50万円の追加でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で生活交通路線維持対策事業費の準生活交通路線維持対策路線維持費補助金及び市生活交通路線維持対策路線維持費補助金、明年4月1日から施行される障がい者総合支援法に対応するための住民情報システム修正委託料、及びパソコン端末を購入す

る器具購入費、友好都市交流事業費では、1 款議会費で説明申し上げましたシュラートミンク市訪問に要する市長及び市民の方々の報償費、普通旅費等の追加に、国庫負担事業の採択事業費の減等に伴う地籍調査業務委託料及び各自自治体負担率の変更等に伴う富良野広域連合負担金等の減額、2 項徴税費で賦課事務に係る臨時事務員賃金の追加を差し引きいたしまして、2,745 万 7,000 円の減額でございます。

3 款民生費は、1 項社会福祉費で国民健康保険特別会計保険基盤安定制度及び国保財政安定化支援事業の対象経費確定等に伴う国民健康保険特別会計繰出金、市内民間企業者が国庫補助金で実施する認知症対応型共同生活介護施設整備事業への補助金の追加交付が決定した地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金、利用件数の増等に伴う自立支援給付事業費の障害福祉サービス費並びに自立支援医療費支給事業費の更正医療費及び療養介護医療費等の追加に、介護保険特別会計繰出金の減額、2 項児童福祉費で、障がい児の入所増に伴う障がい児保育事業費及びへき地保育所運営費の臨時保育士賃金等の追加、3 項生活保護費で、生活保護適正実施推進事業費の普通旅費等の減額を差し引きいたしまして、1 億 710 万 1,000 円の追加でございます。

26、27 ページ中段でございます。

4 款衛生費は、1 項保健衛生費で、本年 11 月から 4 種混合ワクチンの接種を開始したことに伴う各種個別予防接種委託料等の追加、2 項清掃費で固形燃料化施設維持管理経費の機械部品交換等に要する文具消耗機材及び印刷代、施設修繕料等及び衛生用品処理負担金の追加で、738 万 5,000 円の追加でございます。

6 款農林業費は、1 項農業費で、ふらの農業協同組合が事業主体となり実施する富良野地区コントラクター機械整備事業に対し補助する農業振興施設等整備地域づくり推進事業補助金の追加に、交付対象者の減に伴う青年就農交付金、及び事業対象面積の減に伴う畑作物等生産環境改善促進事業交付金の減額、2 項林業費で駆除数の増に伴う有害鳥獣駆除事業交付金の追加、差し引きいたしまして 379 万 3,000 円の追加でございます。

7 款商工費は 1 項商工費で、公益財団法人北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金を富良野美瑛広域観光推進協議会に補助するいきいきふるさと推進事業助成金、富良野美瑛観光調査事業、中心街活性化センター管理運営費の給湯ボイラー等施設修繕料及び Tvh 視聴のためのアンプユニットの取り付け費用負担の電波障害防止施設工事負担金の追加に、金融機関預託貸付分の確定に伴う商工業パワーアップ資金貸付金の減額を差し引きいたしまして、73 万 9,000 円の減額でございます。

9 款教育費は 1 項教育総務費で返還金の増が見込まれ

ることによる育英基金返還金積立金の追加に、本年度貸付金の確定に伴う育英基金貸付金の減額、2 項小学校費で麓郷小学校屋内運動場の耐力度調査委託料及び明年 4 月から併置化を予定している麓郷小中学校屋内運動場改築の実施設計を行う設計委託料の追加に、対象者減に伴う就学援助費（小）の減額、3 項中学校費で対象者の増に伴う就学援助費（中）の追加、差し引きいたしまして、1,806 万円の追加でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして 12、13 ページでございます。

1 款市税は、1 項市民税、1 目個人で現年課税分の所得割 1,633 万円の減額でございます。

15 款国庫支出金は、1 項国庫負担金で保険基盤安定負担金、及び障害者自立支援給付費負担金の追加、2 項国庫補助金で介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金等の追加に、生活保護適正実施推進事業補助金の減額を差し引きいたしまして 5,296 万 9,000 円の追加でございます。

16 款道支出金は、1 項道負担金で国民健康保険基盤安定負担金、及び障害者自立支援給付費負担金の追加に、地籍調査事業負担金の減額、2 項道補助金で障害者自立支援特別対策事業費補助金、地域づくり総合交付金等の追加に、新規就農総合支援事業交付金の減額を差し引きいたしまして、1,805 万 7,000 円の追加でございます。

19 款繰入金は、3 目国際交流基金繰入金の追加から、1 目財政調整基金繰入金及び 8 目育英基金繰入金の減額を差し引きいたしまして、1,958 万円の減額でございます。20 款繰越金は前年度繰越金で、5,537 万 4,000 円の追加でございます。

21 款諸収入は、3 項貸付金元利収入で育英基金貸付金収入現年度分及び育英基金貸付金収入滞納繰越分の追加に、商工業パワーアップ資金元利収入の減額、5 項雑入でいきいきふるさと推進事業助成金の追加差し引きいたしまして、155 万 3,000 円の追加でございます。

22 款市債は、市街地再開発事業債で、1,660 万円の追加でございます。

戻りまして 6、7 ページでございます。

第 2 条繰越明許費は、第 2 表繰越明許費に記載のとおり、9 款教育費、2 項小学校費の麓郷小学校屋内運動場耐力度調査委託事業及び麓郷小（中）学校屋内運動場改築事業の 2 件について、本年度中の事業完了が困難なため、記載の金額を上限として翌年度に繰り越すものでございます。

第 3 条債務負担行為の補正は第 3 表債務負担行為補正に記載のとおり、平成 24 年度山部地区コミュニティーカー運行事業費、平成 24 年度高齢者医療送迎車運行事業費につきましては、平成 25 年度継続実施に当たり、乗り合い事業の認可を事前に取得するため、契約手続を本年度中に行うことが必要なことから、また、平成 24 年度山部自

然公園太陽の里指定管理料ほか2件の指定管理料については、公の施設の指定管理者制度に基づく協定の締結に当たり、記載の期間及び限度額により債務負担行為を定めるものでございます。

第4条地方債の補正は市街地再開発事業費に係る起債対象経費の変更に伴い、限度額を2,690万円から4,350万円に変更するものでございます。

以上、平成24年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第2号、平成24年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ5,464万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億9,614万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

8、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費で、1目一般管理費の追加から、2項徴税費の1目賦課徴収費の減額を差し引きいたしまして、42万5,000円の追加でございます。

8款保健事業費は、1項保健事業費の北海道国民健康保険団体連合会、コールセンター利用負担金で、2,000円の追加でございます。

11款諸支出金は一般被保険者過年度分保険税還付金、前年度の精算に伴う療養給付費等負担金過年度精算返還金、出産育児一時金補助金返還金、及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、過年度精算返還金の追加で5,421万8,000円の追加でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6、7ページでございます。

9款繰入金は、一般会計繰入金で保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金及び保健事業費繰入金の追加で1,472万8,000円の追加でございます。

10款繰越金は前年度繰越金で3,991万7,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第3号平成24年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第2号は歳入歳出それぞれ222万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を16億8,365万8,000円にしようとするものでございます。

以下その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7ページ中段でございます。

1款総務費は、職員の会計間異動及び共済組合負担金

率の変更等に伴う給与費に係る職員管理費で186万6,000円の減額でございます。

3款地域支援事業費は、地域包括支援センター費で、共済組合負担金率の変更等に伴うもので35万7,000円の減額でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

同じく6、7ページ上段でございます。

7款繰入金は、一般会計からの繰入金で現年度分包括的支援事業任意事業分繰入金、職員給与費繰入金の減額で222万3,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第4号、平成24年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ52万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を8億6,047万1,000円にしようとするものと、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

10、11ページでございます。

1款下水道費は、1項下水道管理費、3目管渠管理費で、公設枌撤去等の施設修繕料及び5目水処理センター管理費で、富良野水処理センターの給水ユニットの施設修繕料の追加に、2項下水道整備費、1目管渠事業費で、公共下水道事業計画変更委託料及び公共下水道污水管布設工事費の入札執行残の減額を差し引きいたしまして、205万2,000円の追加でございます。

2款公債費は、地方債償還利子で258万1,000円の減額でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして8、9ページでございます。

2款使用料及び手数料は特定環境保全公共下水道使用料で、19万3,000円の追加でございます。

3款国庫支出金は1項国庫補助金で、社会資本整備総合交付金の事業費確定により52万2,000円の減額でございます。

8款市債は公共下水道事業債で20万円の減額でございます。

戻りまして4、5ページでございます。

第2条地方債の補正につきましては第2表のとおり、限度額を1,370万円から1,350万円に変更しようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第5号、平成24年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第1号は収益的支出から238万2,000円を減額し、

支出予定額を3億6,551万8,000円にしようとするものと、資本的支出に61万2,000円を追加し、支出予定額を2億2,121万2,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について収益的支出から御説明を申し上げます。

4、5ページでございます。

1 款水道事業費用は、1 項営業費用で職員給与費 238万2,000円の減額でございます。

続きまして資本的支出について御説明を申し上げます。水道の6、7ページでございます。

1 款資本的支出は、1 項建設改良費で有形固定資産取得費61万2,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第6号から議案第15号について御説明を申し上げます。議案第6号から議案第15号は、平成23年5月2日及び平成23年8月30日にそれぞれ公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称地域主権一括法により、これまで国が政省令で定めていた施設公物に関する設置管理の基準を各地方自治体の条例で定めることとなったことから、条例を制定しようとするものでございます。なお、御提案の条例の施行日につきましては、すべて平成25年4月1日からしようとするものでございます。

議案第6号、富良野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定につきましては、地域主権一括法の制定に伴い、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち指定対象となる施設の申請者及びその入所定員を条例で定めようとするもので、これまで国で定めておりました基準を引き継ぐものでございます。

議案第7号、富良野市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営にかかる基準に関する条例の制定につきましては、地域主権一括法の制定に伴う介護保険法の一部改正により指定地域密着型サービスの事業に係る利用定員、居室の床面積、従業員の基準と員数、要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関する基準を条例で規定するため、制定しようとするもので、その内容につきましては、これまで国で定めておりました基準を引き継ぐものでございます。

議案第8号、富良野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定につきましては、地域主権一括法の制定に伴う介護保険法の一部改正により指定地域密着型介護予防サービスの

事業に係る従業員の基準と員数、居室の床面積、利用の定員、事業の運営に関する事項のうち、要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連する基準等について条例で規定するため制定しようとするもので、その内容につきましては、これまで国で定めておりました基準を引き継ぐものでございます。

議案第9号、富良野市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定につきましては、地域主権一括法の制定に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、市町村が設置する一般廃棄物処理施設におく技術管理者の資格基準を条例で規定するため、制定しようとするもので、その内容につきましてはこれまで国で定めておりました基準を引き継ぐものでございます。

議案第10号富良野市市道の構造の技術的基準に関する条例の制定につきましては、地域主権一括法の制定により、道路法の一部が改正され、市道の構造の技術的基準を条例で規定するため、制定しようとするもので、その内容につきましては、これまで国及び道で定めておりました基準を引き継ぐものでございます。

議案第11号、富良野市市道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定につきましては、地域主権一括法の制定により、道路法の一部が改正され、道路管理者である市が指導に設ける案内標識、及び警戒標識、並びに補助標識の寸法を条例で規定するため、制定しようとするもので、その内容につきましてはこれまで国で定めておりました基準を引き継ぐものでございます。

議案第12号、富良野市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定につきましては、地域主権一括法の制定に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定した特定道路の新設または改築を行うときの構造基準を条例で規定するため、制定しようとするもので、その内容につきましてはこれまで国で定めておりました基準を引き継ぐものでございます。

議案第13号、富良野市営住宅等の整備基準に関する条例の制定につきましては、地域主権一括法の制定に伴い、公営住宅法の一部が改正され、市営住宅及び共同施設の整備基準を条例で規定するため、制定しようとするもので、その内容につきましては、国で定める基準どおりとしようとするものでございます。

議案第14号、富良野市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定につきましては、地域主権一括法の制定に伴い、河川法の一部が改正

され、1級河川及び2級河川以外の河川で市長が指定する準用河川の河川管理施設のうち、堤防、床止め、樋門、橋等の主要な施設の構造に関する技術的基準を条例で規定するため、制定しようとするもので、その内容につきましては、これまで国で定めておりました基準を引き継ぐものでございます。

議案第15号、富良野市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定につきましては、地域主権一括法の制定に伴い、水道法の一部が改正され、水道事業者が水道の布設工事を行う場合に配置し、監督させる布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準等を条例で定めるため制定しようとするもので、その内容につきましては、これまで国で定めておりました基準を引き継ぐものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第16号及び議案第17号について御説明を申し上げます。議案第16号及び議案第17号は、本年実施いたしました現行条例の一斉点検におきまして、改めて条例の必要性、条文の適正性、運用実態との乖離等の検証を行いました。その結果、整理が必要と判断される条例の整理を行おうとするものでございます。なお、条例の施行日につきましては公布の日からとしようとするものでございます。

議案第16号、富良野市条例の一斉点検に伴う関係条例の整理につきまして、その概要について条を追って御説明を申し上げます。

第1条、富良野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正、及び第2条、富良野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正につきましては、既に廃校しております農業高等学校の職員に関する規定を削除しようとするものでございます。

第3条、富良野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び第5条、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、既に廃止しております職員の宿日直及び当該勤務のない夜間勤務に関する規定を削除しようとするものでございます。

第4条、富良野市職員公務災害補償条例の一部改正、及び第6条、富良野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、条文中において引用しております法令名等を整理しようとするものでございます。

第7条、富良野市社会教育委員設置条例の一部改正につきましては、関係する社会教育法との整合性を図り、同条例第2条の委員の選定基準に、家庭教育の向上に資する活動を行うものを加えようとするものでございます。

第8条、富良野市デイサービスセンター設置条例の一部改正につきましては、同条例第9条第3号で引用しております介護保険法の条項の改正をしようとするもので

ございます。

第9条、富良野市立保育所設置条例の一部改正につきましては、同条例第4条の配置職員の規定を他の施設設置条例の例にならい改正しようとするものでございます。なお、修正により削除する嘱託医、保育士及び調理師は、その他必要な職員とし削除いたしました職名は富良野市立保育所運営規程において規定しようとするものでございます。

第10条、富良野市ホームヘルプサービス条例の一部改正につきましては、条文中、老人という表現を高齢者に改めるなどの文言整理をしようとするものでございます。なお、改正による制度対象者の変更はございません。

第11条、富良野市看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正につきましては、同条例第2条第1号で引用している医療法の条項を改正しようとするものでございます。続きまして議案第17号、富良野市行政手続条例の一部改正につきまして条を追って御説明を申し上げます。

第1条の改正は、条文に透明性に関する解釈を追加しようとするものでございます。

第2条の改正は、市長等及び市の機関の定義を追加しようとするものでございます。

第3条の改正は、現行の行政手続法等を参考に、議会の議決を経たもの、補助金等の交付決定等の処分及び不服申し立てに対し行政庁が行った決定等については、申請に対する処分、不利益処分及び行政指導の規定を適用しない事項へ追加しようとするものでございます。

第19条及び第33条の改正は、現行法にならい文言を整理しようとするものでございます。

附則につきましては、本条例を引用している富良野市税条例の関係条文の整理を行おうとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第18号、富良野市立児童館設置条例及び富良野市学童保育センター設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、本年移転改築を実施しております緑町児童センターに関連する関係条例中の名称、住所地等を改正しようとするものでございます。

富良野市立児童館設置条例につきましては、緑町児童館の名称を緑町児童センターに、位置を緑町9番53号に改めようとするものでございます。

富良野市学童保育センター設置条例につきましては、富良野市立児童館設置条例と同様に、名称及び位置を改めるとともに、施設の拡張に伴い、人員を45名に改めようとするものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 19 号、市民の暮らしを育む条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

本件は、本条例に基づき独自に設置しております消費生活モニターを廃止しようとするものでございます。消費生活モニターは、消費生活関連商品の表示状況の調査、生活関連需要商品等の価格及び需給動向等の調査を行うことにより、市民の消費生活に対する意識の向上を目的に設置しているものであります。

現状は、北海道と富良野市それぞれが設置しておりますが、近年においては調査対象となる店舗の減少により北海道のモニター調査結果で当初の目的が十分に達成できる状況となってきたことから、市の消費生活モニターについては今年度をもって廃止しようとするものでございます。

なお、附則につきましては本条例を引用しております富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富良野市女性センター設置条例の整理とともに、施行日を平成 25 年 4 月 1 日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 20 号、富良野市建設関係手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、本年 9 月 5 日に公布された都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、この法律に基づく低炭素建築物を普及促進させるため、各種優遇措置が講じられ、その措置を受けるため、低炭素建築物新築等計画の認定制度が設けられたことから、この計画認定申請に要する手数料を設定しようとするものでございます。

低炭素建築物新築等計画の認定制度は、用途地域の指定のある地域に低炭素化に資する建築物の建築等しようとする者が、計画を作成し、市が認定した場合に、所得税、登録免許税の優遇措置及び容積率の特例措置が適用されるものでございます。

手数料の算出に当たりましては、本条例中に規定しております他の手数料の算定方法に準じ算出しております。なお、条例の施行日につきましては公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 21 号から議案第 24 号について御説明を申し上げます。議案第 21 号から議案第 24 号は、地域主権一括法の制定に伴い、これまで国が政省令で定めていた施設、公物に関する設置管理の基準を各地方自治体の条例で規定することになったことから、関係する条例を改正しようとするものでございます。なお、御提案の条例の施行日につきましては、すべて平成 25 年 4 月 1 日からとしようとするものでございます。

議案第 21 号、富良野市公園条例の一部改正につきましては、地域主権一括法の制定に伴い、都市公園法及び高

齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、都市公園の設置基準、公園施設の設置基準、バリアフリー化が特に必要とされる特定公園施設の新設または改築する際の設置等基準を条例に規定しようとするもので、これまで国及び道で定めておりました基準を引き継ぐものでございます。

議案第 22 号、富良野市公共下水道に関する条例の一部改正につきましては、地域主権一括法の制定に伴う下水道法の一部改正により公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準を条例に規定しようとするもので、これまで国で定めておりました基準を引き継ぐものでございます。

議案第 23 号、富良野市水道事業の設置に関する条例の一部改正につきましては、議案第 15 号に関連し水道技術管理者に関する選任規定を富良野市水道事業の設置に関する条例に新たに設けようとするものでございます。

議案第 24 号、富良野市簡易水道設置条例の一部改正につきましては、議案第 15 号に関連し水道技術管理者に関する選任規定を富良野市簡易水道設置条例に新たに設けようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 25 号、富良野市条例の一斉点検に伴う関係条例の廃止について御説明を申し上げます。本件は、本年実施いたしました現行条例の一斉点検におきまして、改めて条例の必要性、条文の適正性、運用実態との乖離等の検証を行いました。その結果、必要性が低いと判断をいたしました条例の廃止を行おうとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第 1 条、平成 5 年の冷害による被害者に対する市民税の減免に関する条例の廃止、及び、第 2 条、平成 5 年の冷害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の廃止につきましては、平成 5 年度の大冷害により、農業収入が大きく減少した農業者の被災対策として、平成 5 年度分の市民税及び国民健康保険税に関し、減免措置を講ずるために制定したものでございますが措置後 19 年が経過したことから、廃止しようとするものでございます。

第 3 条、富良野市在宅介護支援センター条例の廃止につきましては、本市における高齢者の在宅介護に関する相談、情報提供、総合調整を行う窓口として平成 9 年度から平成 15 年度にかけて、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に基づく在宅介護支援センターとして基幹型センター 1 施設、地域型センター 2 施設とする体制を確立し、平成 15 年度に富良野市在宅介護支援センター条例を制定してまいりました。

その後の平成 18 年度には介護保険制度が改正となり、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業等、

地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のための援助を行う総合窓口として、平成18年度に地域包括支援センターを設置し、それまで在宅介護支援センターが担ってきた役割をここに移行してきたところでございます。

在宅介護支援センターが担ってまいりました役割は、今後においても地域包括支援センターに引き続き担わせる考えでありますことから、富良野市在宅介護支援センター条例を廃止しようとするものでございます。なお、廃止条例の施行日につきましてははすべて公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第26号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、山部自然公園太陽の里の一体的な管理運営を富良野市自然環境活用センター設置条例第3条及び富良野市公園条例第14条の規定に基づき、指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として、山部商業協同組合を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定期間につきましては平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間としようとするものでございます。なお、募集から指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第27号及び議案第28号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市公園条例第14条の規定に基づき、同条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、金満緑地公園パークゴルフ場の指定管理予定者として株式会社シー・エス・ティ富良野営業所を、東山公園パークゴルフ場の指定管理予定者として公益社団法人富良野市シルバー人材センターを選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間としようとするものでございます。なお、募集から指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。
以上でございます。

○議長(北猛俊君) 以上で本件28件の提案説明を終わります。

○議長(北猛俊君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

明5日から7日までは議案調査のため、8日、9日は休日のためそれぞれ休会であります。

10日の議事日程は当日配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時07分 散会

散 会 宣 告

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 24 年 12 月 4 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 渋谷 正文

署名議員 菊地 敏 紀